

# 平成22年度 博物館実習の受入について

平成22年4月1日

三島市郷土資料館では、博物館法施行規則第1条に基づき、将来の学芸員を養成するため博物館実習を実施します。実習生の受入は下記のとおりです。

## 1 実施期間

原則として年1回とし、7月下旬～9月上旬のうち8日間（期日は、22年度当初に決定します）。

## 2 定員

4名まで（書類審査の上決定します）

## 3 受入条件等

(1) 博物館実習を受講するために必要な単位を取得している者。

(2) 日本史・考古学・民俗学・日本文学及び関連科目（美学・美術史、東洋史、歴史地理学、日本文化史等）を専攻する者。（これ以外の専攻については要相談）

(3) 本館が定める全期間において実習が可能な者。

上記(1)～(3)をすべて満たした上で、三島市内在住・出身者もしくは近隣市町村在住・出身者を優先します。

## 4 受入決定について

受入については提出書類により決定しますが、原則として先着順とします。

## 5 提出書類について

(1) 本人自筆の履歴書（様式自由。写真添付）

メールアドレスがある場合はご記入ください（携帯可）

(2) レポート（詳細は下記参照）

(3) 返信用封筒（80円切手貼付）

レポートのテーマは「学芸員を志望する理由」とし、様式は自由ですが字数800字程度で大学名・氏名を明記してください。手書き・ワープロどちらでも構いません。

## 6 受付期間

平成22年4月1日～平成22年5月31日（但し定員になり次第締め切ります）

## 7 決定通知（内諾）とその後の処理について

受入決定は文書にて通知します。決定通知受理後、大学が発行する実習依頼書（大学の所定様式可）を提出してください。上記書類の提出により正式な受入手続きを始めるものとします。

## 8 注意事項

(1) 受入決定した方でも、受入条件に適合しないことが判明した場合は受入を行いません。

(2) 実習中の事故等については、当館は一切の責任を負いません。

(3) 実習費用および謝礼等について、当館は一切受領しません。

(4) 不測の事態により実施困難となった場合は、止むを得ず中止する場合があります。

## 9 申込書類の提出先および問い合わせ先

〒411-0036 静岡県三島市一番町19-3

三島市郷土資料館 担当：鈴木隆幸（学芸員）

TEL:055-971-8228 FAX:055-981-3730

E-mail:kyoudo@city.mishima.shizuoka.jp